

## 「学校いじめ防止基本方針」

北海道札幌南高等学校

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定める。また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のための対策を講じる。

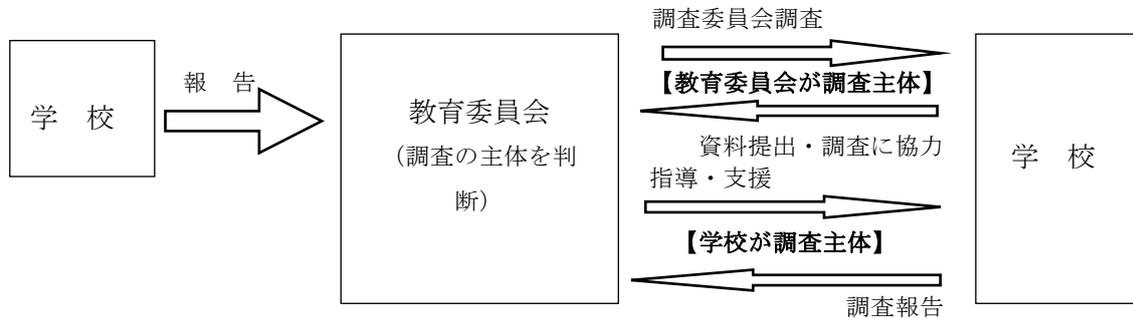
(いじめ防止等のための基本的な考え方)

- ①異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ③いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- ④いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため必要な支援・取組に努める。
- ⑤学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ⑥生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ⑦定期的なアンケート調査や教育相談により早期発見に努める。
- ⑧いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ⑨いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ⑩関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- ⑪けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせる。



## 5 重大事態への対応

**重大事態**：いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校の設置者に報告する。



## 6 組織図

